

◇新潟県国際交流推進基金条例（新潟県条例第3号）

1 基金の設置

本県と北東アジア地域等との経済交流や広域連携等を促進し、本県の拠点性の向上に資する取組を推進する経費の財源に充てるため、新潟県国際交流推進基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第4号）

1 県から市町村への事務の移譲

地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

(1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）

(2) 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（第2条関係）

(3) 新潟県覚醒剤取締法施行条例（第3条関係）

(4) 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（第4条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県県税条例の一部を改正する条例（新潟県条例第6号）

1 不動産取得税に関する規定の整備等

令和5年度税制改正に伴い、不動産取得税に関する規定の整備、軽油引取税に関する規定の整備等を行うこととしました。（第1条関係）

2 自動車税の種別割に関する規定の整備

令和5年度税制改正に伴い、自動車税の種別割の税率の特例に関する規定の整備を行うこととしました。（第1条及び第2条関係）

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇新潟県子育て等応援基金条例（新潟県条例第7号）

1 基金の設置

少子化対策に資する子育て等支援策の一層の充実に向け、結婚や子育て・教育に係る負担の軽減等を通じて、子育て等を応援するため、新潟県子育て等応援基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例（新潟県条例第8号）

1 手数料の新設等

機器の設置等に伴い、試験等の種類及び手数料の算定の単位を改正することとしました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第9号）

1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成35年3月31日から令和15年3月31日に見直すこととしました。（附則関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第10号）

- 1 失効規定の見直し
条例の失効日を、令和5年3月31日から令和8年3月31日に見直すこととしました。(附則第2項関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第11号）

- 1 寄宿料の改正
寄宿料について、積算根拠の見直しに伴い、その額を引き上げることとしました。(第18条関係)
- 2 施行期日
この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第13号）

- 1 豚熱予防液の管理に係る手数料の改正
知事が登録する飼養衛生管理者による豚熱予防注射の接種の開始に伴い、豚熱予防液の管理に係る手数料の規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)
- 2 施行期日
この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第14号）

- 1 畜産業用車庫の敷地と道路との関係等についての制限の付加
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則等の改正に伴い、畜産業用車庫の敷地と道路との関係等についての制限を付加することとしました。(第7条～第9条関係)
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県都市公園条例の一部を改正する条例（新潟県条例第15号）

- 1 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場の使用料の改正等
新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（南側）を人工芝化すること等に伴い、使用料に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。(第1条関係)
- 2 新潟県立鳥屋野潟公園スケートパークの新設
新潟県立鳥屋野潟公園スケートパークを新設することに伴い、その供用時間、使用料等を新たに規定することとしました。(第2条関係)
- 3 施行期日
この条例は、1については令和5年4月1日から、2については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◇新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（新潟県条例第16号）

- 1 条例による事務処理の特例に係る事務の追加
建築基準法の改正に伴い、省エネルギー改修等の円滑化に向けた建蔽率の緩和の特例許可等に関する事務を市町村が処理することとしました。(第30条関係)
- 2 手数料の新設等
建築基準法の改正に伴い、省エネルギー改修等の円滑化に向けた建蔽率の緩和の特例許可申請手数料等を定めることとしました。(別表関係)
- 3 施行期日
この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例（新潟県条例第17号）

- 1 万代島バスプールの設置
万代島バスプールを新潟市中央区万代島に設置することとし、旅客の乗降のため又は運行時間を調整するため、乗合自動車を停車させ、又は駐車させることとしました。(第1条関係)
- 2 万代島バスプールの使用に係る使用料の新設

万代島バスプールを使用する場合の使用料を新たに規定することとしました。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第19号）

1 道路交通法関係手数料の改正

道路交通法の改正に伴い、特定自動運行の許可及び特定自動運行計画の変更の許可に係る手数料を新たに規定することとしました。(第8条関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。